

集中復興期間の延長及び特例的な 財政支援の継続等を求める要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波から4年が経過しましたが、本県では、今もなお、多くの方々が応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として厳しい状況におかれています。

国におかれましては、震災からの復旧・復興に対し、東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税の創設、国庫補助率のかさ上げや補助対象範囲の拡大、各種基金の積み増しのための交付金の増額など、特例的な制度の創設並びに財政支援を講じていただき大変感謝しております。

本県では、発災以来、国や関係市町村、さらには全国の皆様からの御支援と御協力のもと、沿岸地域をはじめ県民が一丸となって復旧・復興に全力で取り組んでおりますが、復興まちづくりや住まいの再建をはじめ事業が膨大かつ長期にわたることなどから、まだまだ復興の途上にあります。

本県及び県内市町村は、経済的にも財政的にも脆弱な地域であり、甚大な被害を受けた被災地では、引き続き国等の強力な支援が必要でありますので、今後とも、本格復興の着実な推進に向けて、平成27年度までとされている集中復興期間を延長し、国費による充実した支援と地方負担への手当てを含む復興財源を確保するとともに、新たな課題や行政需要に対応できるよう、次の事項について、要望いたします。

記

(1) 集中復興期間の延長と特例的な財政支援の継続

平成27年度までとされている国の集中復興期間について被災地の復旧・復興が完了するまで延長し、東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税、「復興枠」による別枠での予算確保など国による特例的な財政支援をこれまでと同様に継続し、新たな地方負担を生じさせることのないフレームとすること。

(2) 東日本大震災復興交付金の制度継続と柔軟な運用

東日本大震災復興交付金については、復興事業が完了するまでの間、制度を継続するとともに、被災自治体の意見を踏まえ、基幹事業の拡充や弾力的な運用、効果促進事業の被災自治体における自主的・主体的な活用ができるよう要件を緩和すること。

(3) 取崩し型復興基金の追加交付

取崩し型復興基金は、今後具体化が進む被災地のまちづくりの進捗に応じて地域経済の復興に向けた事業等に活用できるよう、追加交付をすること。

(4) 国が行う復旧・復興事業の整備促進と全面的な財政支援の継続

被災地の復興を牽引する復興道路及び復興支援道路、湾口防波堤並びに国営追悼・祈念施設（仮称）等の国が行う復旧・復興事業について、必要な予算を「復興枠」により別枠で確実に確保し、より一層の整備促進を図ること。

また、復旧・復興に係る直轄事業負担金について、引き続き、震災復興特別交付税による全面的な財政支援を継続すること。

(5) 被災者生活再建支援制度の拡充

被災者の住宅再建が十分に図られるよう、近時の工事単価の上昇に対応した被災者生活再建支援金の増額や震災復興特別交付税などの地方財政措置による支援を拡大すること。

(6) 復興特区制度の適用期間の延長等

被災地の本格復興に向け、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、特例の適用期間を延長するとともに、復興特区制度の柔軟な運用を図ること。